

ホルムアルデヒド規制 自主基準

制定：2003年 5月 19日
改正：2014年 4月 1日

ホルムアルデヒド規制自主基準要領

一般社団法人 日本塗料工業会

1. 背景

シックハウス症候群に対する室内環境の保全や維持の高まる中、社会的関心や法規制対応がますます広がりつつある。一方、化学物質に対する人体や生物への影響については、まだまだ未解明な領域や日々新たに発見されるものがある。

ホルムアルデヒド規制対応に伴う JIS 改訂後も、新たに解明・発見されたものもあり塗料業界として社会に対する信頼性や安心度を維持するために法規制だけでは漏れるような点について自主基準として補完する必要があるため本自主基準を制定する。

2. 目的

本要領は、建築基準法の改正（2003年7月1日施行）に伴うホルムアルデヒド規制対応において、ユーザー及び顧客への担保として塗料及び塗装塗膜でのホルムアルデヒドの含有が無く、基準に適合していることを試験成績及び検査データより確認したものである。

3. 適用

3.1 対象商品

当工業会として取り組み、表明するホルムアルデヒド自主管理に登録された塗料の全てを対象とする。

3.2 対象会社（ホルムアルデヒド自主管理自主基準該当会員）

A₁) 正会員

A₂) 関塗工・大塗工メンバー一両組合から経由申請の場合

B) 賛助会員

C) 非会員

4. 内容

書類申請や自己チェックにおいて提出されたものと別に、担保できる試験データ又は試験成績書や外部試験結果証明書及び分析データ等についてのコピーの提出を求める。

(1) 社内試験証明書

(2) 外部試験証明書（指定性能評価機関によるもの。但し、塗付量を記載する。）

(3) 分析データ（社内及び外部試験）

(4) 日常品質管理データ

上記の中から必要なものを提出願う。

5. 具体的提出書類

① ホルムアルデヒド自主管理適合・品質保証書（様式 02-1）

② ホルムアルデヒド放散量測定検査証明書（様式 03-1 又は 2）

③ 上記 4. の (1) ～ (4) の書類を要求する場合がある。

6. 工業会としての公表

提出された書類等で、適性と判断されたものについては一般社団法人日本塗料工業会

のホームページにて会社名、登録番号、商品名等を掲載する。

7. その他

ホームページへの掲載及び使用を含め、下記のように会員の種類により次ぎのように定める。

- 1) A1 及びBは会費納入の内に含むため無料とする。
- 2) A2 は、5,140 円/月を申し受ける。(申請件数に関係なし、3年間一括払い)
- 3) Cは 308,570 円(3年間)の負担を申し受ける。(一括払い)

以上